

マイナンバーカード(個人番号カード)の 休日交付と休日申請サポートについて ～12月15日(日)・1月26日(日)に実施します～

- ▶ **実施場所**=住民課(正面玄関入口からお入りください)
- ▶ **実施日時**=毎月1回 日曜日 午前8時30分～正午
- ※これ以降の日程については、確定次第広報等でお知らせします。
- ▶ **実施業務**=



1 マイナンバーカード(個人番号カード)の交付

(平日は午前8時30分～午後5時15分、木曜日は午後7時まで受付)

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(役場から発送したハガキです)とこの通知書に記載してある書類を持参して本人が来庁ください。15歳未満の方は法定代理人(父母等)と一緒に来庁ください。

2 マイナンバーカード(個人番号カード)の申請サポート

本人が郵送、パソコン、スマートフォンにより申請できますが、住民課でも申請のサポートを実施しています。

(平日は午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時15分)

《持参するもの》

- ①個人番号カード交付申請書(紛失された場合は窓口で再発行できます)
- ②本人確認書類(運転免許書等の公的機関発行の写真付きのもの1点または健康保険証等の「氏名+生年月日」もしくは「氏名+住所」が記載されているもの2点)
- ※写真を撮影しますので必ず本人が来庁ください。15歳未満の方は法定代理人(父母等)と一緒に来庁ください。受付から申請完了まで1人あたり15分～30分かかります。
- ※住民票等、各種証明書の発行は行いません。御不明な点は下記までお問い合わせください。

▶ **問い合わせ先**=住民課 総合窓口係 ☎69125

令和2年度 放課後児童クラブ利用申込について

令和2年度からの放課後児童クラブ利用申請書類を子ども家庭課窓口および各学童クラブにて配布しています。

▶ **申込受付期間**=12月9日(月)～12月27日(金) (土・日・祝日を除く)

学童クラブでの受付時間は、各学童クラブの開所時間内とします。

子ども家庭課窓口での受付時間は、午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)とします。

※利用許可は、先着順ではありません。

※申請書類は、町ホームページからもダウンロード可能です。

▶ **問い合わせ先**=子ども家庭課 子育て係 ☎69130

日産リーフを選ぶ理由が、またひとつ。

日産リーフ e+ 登場

心おきなくロングドライブを楽しめる。
日産リーフ e+

62kWh(バッテリー搭載量)
一充電走行距離(国土交通省審査値)
458km
570km



NISSAN 栃木日産 上三川店 TEL 0285-56-7723

はじめよう
そろばん
5才より 田村そろばん教室

月・水・木 3:30～
土 11:00～

場所=上三川町上三川4879 問合せ=080-5094-8881
(暮らしの店海老新巻次幕店2F)

児童手当制度について

●制度の目的

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。児童手当を受給された方には、児童手当の趣旨に従って、児童手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

●受給できる方(保護者)

上三川町に住民登録があり、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育する父母等のうち、生計中心者(所得の多い方)になります。

なお、公務員の方は、勤務先での手続きになりますので、上三川町役場では申請できません。

●児童手当の月額

対象区分	児童手当の額(1人当たりの月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (※第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
所得制限超世帯	5,000円(特例給付)

※第3子以降とは・・・高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

●所得制限

扶養親族等の数(人)	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0	622	833.3
1	660	875.6
2	698	917.8
3	736	960.0
4	774	1002.1
5	812	1042.1

法律上の婚姻によらずに父または母となり、前年(1月～5月分の児童手当は前々年)の12月31日及び申請日現在において婚姻(事実婚を含む)していない方は、一定の要件を満たす場合に、児童手当の支給について、寡婦(夫)控除があるものとして所得の額の計算を行うことができます。

●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

振込月	6月	10月	2月
支給対象月	2月～5月分	6月～9月分	10月～1月分

●申出による徴収

上三川町では受給者の申出により、児童手当から保育施設利用者負担額・学校給食費の徴収を行っております。

●申請について

お子さまが生まれたときや、転出入したときには、15日以内に手続きが必要になりますので、住民課までお越しください。届出が遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●現況届について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、手当を引き続き受けることができるかを確認するためのもので、6月上旬に各家庭に郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶問い合わせ先=子ども家庭課 子育て係 ☎569130